

学 則

1 事業者の名称及び 所在地	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 横浜市神奈川区沢渡 4-2
2 研修事業の名称	かながわ介護職員初任者研修（通学課程）
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程（ <u>通学</u> ・通信）
4 開講の目的	介護従事者として新たに又再度の職に就こうとする者に対して、社会福祉及び関連領域の基礎知識と介護技術・技能を習得させる。
5 研修責任者及び 研修コーディネーター の氏名、研修担当部署 研修担当者及び連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・研修責任者：天池忠人 ・研修コーディネーター：田口久美子 ・研修担当部署：一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 事務局 ・研修担当者：天池忠人
6 受講対象者(受講資格) 及び定員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護分野への就労意欲があり、介護職員初任者研修(又はホームヘルパー2級)又は同等以上の資格を有していない原則として中高年齢者とするが、これ以外の者(若者等)を含める。 ・定員 40名
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む） 受講手続及び本人確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・開講日の約1ヶ月前より募集を開始する。 ・一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会のホームページ及び本会員施設等に募集資料を配付し、希望者を募る。 ・必要に応じて地域コミュニティ新聞などを活用し希望者を募る。 ・受講手続きは、受講申込書を本会ホームページや募集資料から入手し、事務局に郵送又はファクスで送付する。 ・応募者多数の場合は、受講申込書類により選考し、受講者を決定する。 ・受講決定者へは事務局から郵送により受講決定通知書を送付する。 ・本人確認は、マイナンバー個人番号カード、運転免許証、健康保険証、パスポートのいずれかにより、研修開始後早い時期に行う。 ・本人確認方法は、確認資料の写しを取るにより行う。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料は、4,860円（内訳 テキスト代 4,860円）とする。 ・受講料は、本会が受講決定通知書に同封する納付書（郵便局）で納付書記載の期日までに納付する。
9 研修カリキュラム	別添様式3のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導 の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等へ	

の対応方法	
11研修会場 (名称及び所在地)	<p>○横須賀三浦地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県立保健福祉大学 〒 230-0013 神奈川県横須賀市平成町 1-10-1 ・湘南医療福祉専門学校 〒 244-0805 神奈川県横浜市戸塚区川上町 84-1 <p>○湘南地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県社会福祉専門学校 〒 254-0046 神奈川県平塚市立野町 1-10 <p>○県央地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークラフロンティアホテル海老名 〒 243-0432 神奈川県海老名市中央 2-9-50 ・聖ヶ丘教育福祉専門学校校 〒 240-0067 横浜市保土ヶ谷区常盤台 66-18 <p>○県西地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ 〒 256-0816 神奈川県小田原市酒匂 2-32-15 ・積善会看護専門学校 〒 250-0203 神奈川県小田原市曾我岸 148
12使用テキスト (副教材も含む)	中央法規出版 介護職員初任者研修テキスト 全2巻
13研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・全講義に出席（補講を受講した者を含む。以下同じ。）のうえ、修了評価筆記試験・技術演習習得度評価の両方において合格した者を研修修了者として、認定する。 ・修了評価筆記試験は、講義修了後の研修最終日に実施し、100点満点中70点以上の獲得で合格とする。 ・不合格の場合は、再試験を行う。 ・技術習得度評価は、こころとからだのとくみと生活支援技術の技術演習時間内で実施し、担当講師がA～Dの4段階の評価のうちB評価以上を合格とする。不合格の場合には、再評価を行う。
14欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	<ul style="list-style-type: none"> ・各講義開始時に行う出席確認の際に着席していない場合は、理由の如何に関わらず遅刻とする。 ・10分以上の遅刻、早退の場合は欠席扱いとする。 ・研修の一部を欠席した受講者については、補講を行う。 ・補講は、原則として本会が実施する他の介護職員初任者研修の同じ科目を受講することにより行う。 ・補講料は、無料とする。 ・受講者は、補講を希望する場合には、研修責任者に郵送又はファクスにより補講申込書を提出する。

15科目免除の取り扱いとその手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラムに実習を活用していないため、科目免除の取り扱いはしない。
16解約条件及び返金の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生は、受講料納付期限以前であれば、研修をキャンセルすることができる。この場合、受講料は不要とする。 ・受講生による研修のキャンセルは、研修責任者に研修のキャンセルを申し出のうえ、研修責任者の承認を受けた後、その効力を発する。 ・受講料納付後に研修をキャンセルした場合、その受講料は返金しない。この場合、研修テキストを当該受講生に送付する。 ・本会は、天変地異など本会の責めに帰すべきでない事由により研修キャンセルすることがある。 ・受講開始後のキャンセルについては、受講料は返金しない。
17情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<ul style="list-style-type: none"> ・本会ホームページで次の内容を情報開示する。 ホームページアドレス http://www.kanagawa-roushikyo.org 1 研修機関情報 法人情報：法人名称、住所、代表者 研修機関情報：事業所名、住所、学則 2 研修事業情報 研修の概要：受講対象、研修期間、定員、指導者数、研修受講までの流れ、研修費用、留意事項等 課程責任者：研修責任者名、研修コーディネーター名 研修カリキュラム：研修カリキュラム、研修日程及び担当講師、修了評価の方法 3 講師情報：氏名、資格 4 連絡先：問い合わせ先、苦情担当者
18受講者の個人情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の個人情報は次により適切な管理を行うとともに個人情報の保護に努める。 1 個人情報の利用範囲 個人情報は、本件介護職員初任者研修を実施・運営する目的及び修了書発行及び再発行並びに神奈川県への事業実施報告に必要な個人情報の提供のために利用し、その他の目的のために利用しません。但し、本人の同意及び生命の安全の確保等の必要がある場合は、この限りではない。 2 個人情報の管理 個人情報の管理にあたり、本会情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ総括責任者を配置し、個人情報の改竄、紛失、漏洩等の危機を回避することにより個人情報の保護にあたる。 3 情報セキュリティ総括責任者 個人情報は、次の者が責任をもって管理する。

	<p>一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 事務局長 〒 221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 個人情報管理についての連絡先 電話番号 045-311-8745 e-mail : koureikyo@kanagawa-roushikyo.org</p> <p>4 個人情報の第三者提供 法律及び法的拘束力のある命令等による場合以外は、いかなる個人情報も本人の同意無く第三者に提供、開示、預託はしません。但し、修了者名簿に係る個人情報は、介護保険法施行令第三条第二項第二号イの規定により神奈川県に提出する。</p> <p>5 個人情報の提供を拒否された場合 個人情報は、研修の実施・運営にのみ必要な「必須項目」として収集することから、当該項目の情報提供がされない場合は、研修の受講はできません。</p> <p>6 個人情報の訂正 個人情報の内容は、本人からの申請に基づき訂正、削除を行う。また、錯誤等により個人情報が明らかに不適確と思われる場合は、本人の承諾のうえ、個人情報の訂正、削除を行う。なお、これらの場合には、本人であることが確認できた場合に限り合理的な範囲内で訂正、削除を行う。</p> <p>○個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 事務局 〒 221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 電話番号 045-311-8745 e-mail : koureikyo@kanagawa-roushikyo.org</p>
<p>19修了証明書を亡失・ き損した場合の取扱い</p>	<p>・修了証明書を亡失、毀損した場合は、本人からの申請により修了証明書を再発行する。手数料は、無料とする。</p>
<p>20その他研修実施に係る 留意事項</p>	<p>・次の各号に該当する場合は、本人と協議の上研修の継続を拒否することがあります。この場合、受講料は返金しない。</p> <p>(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められるとき。</p> <p>(2) 研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げとなるような行為が認められるとき。</p> <p>(3) その他、本会が受講生とふさわしくないと判断したとき。</p>